

○ 農産物規格規程（抜粋）

第一 国内産農産物
十一 そば
ハ 品位

(イ) 普通そば (ロ)に掲げるものを除く。)

三等	二等	一等	等級	項目	三等	二等	一等	等級	項目
五五〇	五七五	六〇〇	(グラム)重	最低限度	五七〇	五九〇	六一〇	(グラム)重	最低限度
三等標準品	二等標準品	一等標準品	形質		三等標準品	二等標準品	一等標準品	形質	
一六・〇	一六・〇	一六・〇	(%)分		一六・〇	一六・〇	一六・〇	(%)分	
二五	一五	五	計(%)	被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物	二五	一五	五	計(%)	被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物
三二	二	一	異種穀粒(%)		三	二	一	異種穀粒(%)	
一〇	〇	〇	異物(%)		一	〇	〇	異物(%)	

規格外——一等から三等までのそれぞれの品位に適合しないそば（四倍体）であつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの

(ロ) 普通そば (四倍体)

三等	二等	一等	等級	項目	三等	二等	一等	等級	項目
五五〇	五七五	六〇〇	(グラム)重	最低限度	五七〇	五九〇	六一〇	(グラム)重	最低限度
三等標準品	二等標準品	一等標準品	形質		三等標準品	二等標準品	一等標準品	形質	
一六・〇	一六・〇	一六・〇	(%)分		一六・〇	一六・〇	一六・〇	(%)分	
二五	一五	五	計(%)	被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物	二五	一五	五	計(%)	被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物
三二	二	一	異種穀粒(%)		三	二	一	異種穀粒(%)	
一〇	〇	〇	異物(%)		一	〇	〇	異物(%)	

規格外——一等から三等までのそれぞれの品位に適合しないそば（四倍体）であつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの

三等	二等	一等	等級	項目
三等標準品	二等標準品	一等標準品	形質	最低限度
一五・〇	一五・〇	一五・〇	(水%) 分	最高限度
二五	一五	五	計(%)	被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物
三	二	一	異種穀粒(%)	異物(%)
一	〇	〇		

規格外——一等から三等までのそれぞれの品位に適合しないそばであつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの

附

普通そば (四倍体) 及び種子そば (四倍体) の規格は、みやざきおおつぶ及び信州大そばに適用する。

普通そば（四倍体）及び種子そば（四倍体）の規格は、みやざきおおつぶ及び信州大そばに適用する。
普通そばには、だつたんそばが〇%を超えて混入してはならない。
だつたんそばには、普通そばが、一等のものにあつては一%、二等のものにあつては二%、三等のものにあつては三%を超えて混入してはならない。
種子そばの規格は、都道府県知事が指定する採種はで生産されたものについて適用する。

種子そばには、異種穀粒及び異品種粒が混入していってはならない。
包装には、生産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行つた麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用して
なければならない。

率——全量に対する重量比をいう。ただし、発芽率の場合を除く。
重——ブラウエル穀粒計で測定した一リットルの重量をいう。
充実度——粒形、色沢、粒ぞろい等をいう。
常圧加熱乾燥法——のうち、一〇五度乾燥法によるものをいう。
損傷を受けた粒——病害粒、虫害粒、変質粒、破碎粒等をいう。

一〇九八七六
未熟粒——成績していないう。そばの粒をいう。
穀粒——そばを除いた他の穀粒をいう。
品種——その品種以外のそばの粒をいう。
異品種——そばを除いた他のもの。穀粒をいう。
發芽——度で七日間以内に發芽。

芽率——攝氏——度で七日間以内に発芽した整粒(被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。)の供試した整粒に対する粒数歩合をいう。